

安全に安心して海を 楽しめるように



水上バイク条例ができました

明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例

お問い合わせは、海岸・治水課 (TEL918-5042 FAX918-5109)



条例はこちらから

市は、水上バイクの危険行為を禁止し、罰則を盛り込んだ条例を制定しました。また、遊泳者が安全に海を楽しめるエリアも設定しています。ルールを守って、マリンレジャーを楽しみましょう。

1 “遊泳者安全区域”の設置 市内4か所の海岸にブイを設置

4月29日から9月30日までの間、市内4か所に「遊泳者安全区域」を指定し、周囲に二重のブイを浮かべています。この安全区域内に、水上バイクなどが入ることを禁止しています。

2 安全を見守る 市内13か所に監視カメラを設置

海の安全を見守るために、市内13か所に監視カメラを設置しています。インターネットにつながっており、必要な時にデータを即時に取り出すことができます。

3 危険行為の禁止及び罰則規定

市町村条例で **全国初** 懲役刑を盛り込みました

遊泳者安全区域への **乗り入れ** + 遊泳者安全区域での **危険行為***

※遊泳者の近くで危険を生じさせるおそれのある速力での航行や急回転、ジグザク航行など

→ **6か月以下の懲役** または **50万円以下の罰金**

監視カメラを設置

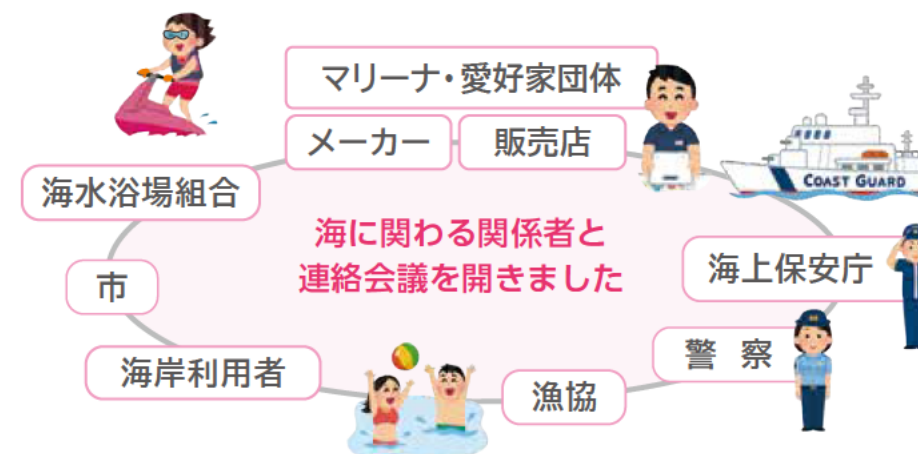
海岸の安全を見守ってくれているんだね

危険な行為を見つけた場合は **海の緊急通報118番へ** (海上保安庁につながります)

この安全区域は、市内4か所に設置しています
大蔵海岸、林崎・松江海岸、藤江海岸、江井島海岸

4 22団体で協議 販売店や事業者と協力して

販売店やマリナーの事業者、地域の関係者など22の団体で、安心安全にマリンレジャーを楽しむためのルール作りについて協議を重ねてきました。



海水浴も水上バイクも 安全に海を楽しんで

市長コラム

昨年夏に、市内の海岸で水上バイクの危険運転が度々目撃されたという一連の報道を受け、市民の安全、命を守る対応策が早急に必要であると感じました。その後すぐに、海上保安庁や警察などと合同パトロールを実施し、早急に監視カメラも設置してきました。さらに危険運転には毅然と対応する趣旨の内容を盛り込んだ条例を3月末に制定しました。

また、販売店やマリナーなど民間事業者とも意見交換しながら、官民連携でこれらの取り組みを進めており、7月の「海の安全月間」では、引き続き連携しながら普及啓発を行っています。

ぜひ、この夏も、安全を守って明石の海でマリンレジャーを楽しんでいただきたいと思います。



明石市長 泉 房徳 昨年、プライベートで水上バイクの免許を取得し、取り組みに反映。

条例ができるまで

2021年7・8月	市内海岸で水上バイクの危険行為が度々目撃される → 刑事告発 (殺人未遂・県条例違反) → パトロール実施 監視カメラ設置
9月13日	明石市主催の官民連絡会議 (第1回)
9月15日	死亡事故発生 (淡路市岩屋)
9月16日	国と県に要望書提出 (法整備・対策強化)
12月23日	官民連絡会議 (第2回) ※検察庁、海上保安庁、警察と協議を重ねてきました
2022年3月30日	条例施行

Topic

なぜ、市独自の条例が必要だったの？

※2022年5月現在
明石の海で危険行為をすると法律や県条例では…

	水上オートバイ (船舶職員及び小型船舶操縦者法)	車両 (道路交通法)
無免許	罰金 (30万円以下)	懲役・罰金
酒酔い	禁止しているが罰則なし	懲役・罰金
速度制限	規制なし	懲役・罰金
危険行為	禁止しているが罰則なし	懲役・罰金

適用するとすれば、刑法の

殺人未遂罪 最低でも懲役5年 (ただし減刑の可能性あり)

県
2022年5月現在では
兵庫県条例 最高でも罰金20万円

法律や県の条例では、行為の危険性に見合った罰則がないため…

↓
明石市独自の条例を制定しました